

日時 令和7年5月21日（水） 14時

場所 始良公民館（大ホール）

始良市特定教育・保育施設等 集団指導

～離乳食を安全に提供するために～

始良市 福祉部 子どもみらい課

集団指導の目的

集団指導は、市町村が、特定教育・保育施設等に対して、内閣府令等の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認める場合に、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者を一定に集めて講習等の方法により行う。

(子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設等指導指針」より一部抜粋)

前年に引き続きまして集団指導の開催となります。昨年度は「教育・保育施設等における重大事故再発防止のための事故検証委員会報告書」の内容を踏まえて実施しました。

事故検証委員会報告書の提言を受けて、今回、始良市離乳食提供ガイドライン作成作業部会を設置し、令和7年3月に「始良市離乳食提供ガイドライン」（以下、ガイドラインという。）を公表しました。

このガイドラインは、同じ悲しみを繰り返さないという強い思いを込めて作成されています。皆様には、引き続き、子どもの安心・安全のために、ガイドラインを活用しながら取り組んでいただきたいと思います。

提言 1

給食管理体制の確保、リスク管理の徹底を行うこと



「始良市教育・保育施設等における給食時に係るチェックシート」（ガイドラインP21）を活用し、安全な給食の提供ができるようリスク管理を徹底する。

- 普段食べている食材が、誤嚥・窒息に繋がる可能性があることを常に認識し、事故に繋がりやすい食材を提供していないか、適宜見直しを行う。
- 「調理方法」、「調理に使用する器具」、「食器等の劣化状況や調理環境の衛生管理」等の点検を実施して管理の徹底を図り、衛生的かつ安全な給食の提供を遵守する。
- 役割を明確化して、組織全体で給食管理体制に取り組む。

提言 2

子どもの生活リズムを重視し、発達に応じた離乳食の進め方を行うこと



保育施設における離乳食の進め方は、月齢に応じ各種ガイドラインに示された形態と回数で行うことを基本とし、子どもの発達により変更が必要な場合は、必ず保護者と相談・確認し、保護者の同意を得てから行う。

○授乳・離乳の支援ガイドから、離乳の支援の方法として、離乳の開始、離乳の進行、離乳食の完了について、食品の種類と調理として、食品の種類と組合せ、調理形態・調理方法について抜粋し、発達に応じた進め方、固さや回数等を記載。（ガイドラインP3～P6）

また、「離乳食の進め方の目安」、「離乳食の固さ・大きさの目安」の一覧表を掲載。

（ガイドラインP7～P10）

○「始良市離乳食確認事項」（ガイドラインP22）を保護者との相談、確認、同意に活用し、離乳食の提供状況の「見える化（可視化）」に取り組む。

提言 3

保護者との連携を密にし、保育情報を共有すること



保護者から得た情報や園児の発育・発達状況をもとに、離乳食・食行動についての情報収集を行い、園児の食事の状況や介助・見守りの留意すべき家庭のアセスメントを行い、現状を評価し、配慮すべき事項を保護者と職員間で必ず共有する。

○「離乳食の進め方（例）」を例示。（ガイドラインP16～P17）

- ・ 始良市離乳食確認事項、離乳食調査票、食材チェック表、献立表等を作成し、保護者との間で相互に確認したことを文書化する。
- ・ 食べている様子を保護者に見てもらう機会を設ける。
- ・ 収集した情報は双方で共有する。
- ・ 子どもの口の動き、飲み込み等の食べる機能を観察する。
- ・ 食事が子どもの食べる機能に適しているか検討する。

提言 4 各種ガイドラインの共有・遵守をすること



以前に実施した本市内認可保育施設への離乳食に関するアンケート結果によると、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に沿った取り組みを行っている施設が少ないことが判明している。

- 施設長などの管理責任者は、保育要領をはじめ、国や行政機関からの通知・通達などの文書や各種ガイドライン・マニュアル等の指針となる資料は、自ら精通し、常に最新の状態に更新する。施設長自らが率先して意識を高く持ち最新の情報を職員と共有する。同時に、職員一人ひとりが各種ガイドライン・マニュアルを徹底して遵守した保育に取り組むように指導すること。（ガイドラインP18～P19）

提言 5

保育の質の向上に向け、組織的な取り組みを行うこと



保育の質の向上のために施設全体で取り組まなくてはならない。保育士や栄養士等の個々の資質向上に努めるため、講習会等の参加に際して施設全体で協力する。また、講習参加者は、他職員への伝達講習を行い、施設全体の保育の資質を担保し、質の向上を図ること。

さらに保護者や職員間の連携には、コミュニケーション能力を養う必要がある。園児の様子を説明することや、保護者からの要望や意見等に対し正確かつ、誠実に対応すること等が保護者の安心感に繋がる。そのために連絡帳やメールなどの文字のみではなく、日頃から対面で会話を交わし、ノンバーバルコミュニケーション（※）も用いた豊かな伝達の機会を増やすことが、事故を防ぐために大切である。（ガイドラインP15）

※表情や身振り手振りなどの仕草、話し方等によって意思や考え方を伝える、言語に依らないコミュニケーション手法

提言 6

事故発生を想定した対応研修及び訓練の実施を行うこと



ヒヤリハット事例が発生した際は、職員全体で情報を共有し、施設内で事故防止のための具体的な対応を検討し、結果を職員に提示する。日頃から事故発生時の職員間の役割分担を決めておく。

重大事故が発生した場合は、「応急処置」、「心肺蘇生」「救急通報」、「状況記録」、「保護者連絡」、「事故記録の整理」、「自治体への連絡」等を確実に行う。そのため「始良市教育・保育士施設等における給食時に係るチェックシート」を活用し定期的に自主点検する。

また、定期的に乳児のけがや事故に特化した対応研修や実践的な訓練を実施する。訓練内容としては、「A E Dの訓練」に加え、「骨折、誤嚥、怪我、嘔吐」などの様々なケースが想定されるため、消防所等の関係機関より講師を招くなどの研修も奨励する。看護師はもとより、保育士全員が専門機関と常時連携し、訓練を受けられる体制を整え実行する。

- ヒヤリハット事例は市に報告すること。市は個人情報・法人情報を伏せたうえで市内施設に周知し重大事故防止に役立てること。（ガイドライン P 22～ P 23）
- 「窒息事故が発生した場合の迅速な対応」等（ガイドライン P 19～ P 20）
- ガイドライン別添資料「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」の教育・保育施設等における窒息事故発生時の対応フロー

提言 7

行政と連携した事故防止への取り組みを行うこと



保育施設に関わる職員の資質向上のため、市保育協議会と行政が連携し、事故防止に向けた研修会の開催を定期的に行うなど、職員個人、さらには施設全体の危機管理の強化を行う。その具体策として以下の3点を提案する。

- 始良市内の保育施設において、対応の格差をなくすために「始良市教育・保育施設における給食時に係るチェックシート」、「始良市離乳食確認事項」を活用し、共通理解を図る。
- 始良市内の保育施設に共通する「離乳食提供ガイドライン」の作成に取り組む。
- ヒヤリハット事例の報告を受けた際は、個人情報に配慮しつつ、速やかに注意喚起を行う。

食べていない食材を把握するために、食材を明記した献立表の作成について（アンケート結果①）

○食べていない食材を把握するために、食材を明記した献立表を作成していますか。

作成している 27施設 作成していない 3施設

○食材を明記した献立表をどのように活用していますか。

- ・保護者との確認 ・家庭の献立とバランスをとる
- ・未食の食材を試してもらう ・施設、クラス、保護者との情報共有
- ・気になる食材がある時には連絡してもらう ・未食、誤食の防止
- ・家庭での進みの確認 ・離乳食提供前に食材チェック表との確認

○効果

- ・未摂取食材、アレルギー食材の把握 ・食育に活用できる
- ・未食、誤食の防止 ・施設、クラス、保護者の情報共有
- ・保護者からの問合せに対して、食材の説明ができる。

○課題

- ・労力を要する ・類似食品の提供が難しい（ほうれん草と小松菜など）
- ・保護者に確認をしてもらえない ・食材の変更があった場合、献立表と異なる
- ・未食食材が多い場合は献立の変更を要する

アレルギー食材を明記した連絡票の作成について (アンケート結果②)



○アレルギー食材を明記した連絡票等を作成していますか。

作成している 20施設 作成していない 10施設

○アレルギー食材を明記した連絡票等をどのように活用していますか。

- ・入園前の面談時に保護者と確認 ・アレルギーの有無の確認
- ・保護者との未食の確認 ・アレルギー食材の説明 ・施設内での情報共有
- ・アレルギー食材の変更時に活用 ・給食室、保育室、家庭での情報共有

○効果

- ・確実なアレルギー食材の把握 ・職員全員の情報共有による誤食防止
- ・食材から確認する意識づけ ・保護者と確認し、書面にするため安心感がある
- ・一目で分かるため保護者に説明がしやすい ・保護者にも安心感がうまれる
- ・予めアレルギー食材を摂取、付着などした際の対応方法を知ることができる。

○課題

- ・自宅では提供しない食材を記載しているため、保護者の負担になる ・労力を要する
- ・除去食の多い子どもに対応できない可能性がある ・アレルギー食材変更の転記漏れの可能性

離乳食を食べている様子を保護者が知る機会 について（アンケート結果③－1）



○離乳食を食べている様子を保護者が知る機会を設けていますか。

設けている 18施設 設けていない 13施設

○離乳食を食べている様子を保護者が知る機会を設けている時期

- ・初めての離乳食時
- ・保育参観、誕生会等のイベント時
- ・毎日のお迎え時に共有
- ・入園後2週間以内
- ・保護者の都合に合わせて
- ・必要に応じて写真や動画で共有
- ・慣らし保育時

○離乳食を食べている様子を保護者が知る機会に要する時間及び対応する職員

職員が対応する時間 10分～30分以内がほとんど

対応する職員数 1～2名 7施設 3～4名 8施設

離乳食を食べている様子を保護者が知る機会について（アンケート結果③－２）



- 離乳食を食べている様子を保護者が知る機会に、保護者との情報交換の内容
 - ・施設や家庭での食材の大きさ、固さ、量、食べ方、食具、コップ飲み、食べるときの姿勢、座る椅子、好み、かみちぎり、手づかみ等、食事に関すること
 - ・子どもの発達等 ・中期以降の離乳食の移行について
 - ・自分で食べたい思いをどこまで受け止めるか
 - ・連絡帳で離乳食の写真を添付したり、食べている様子を写真で伝えている
 - ・子どもの食べている時の表情、口の動き、体の動かし方や口にした食材の形状、量、食器の形や材質など
- 離乳食を食べている様子を保護者が知る機会の際に、苦労した点
 - ・保護者の都合と児童が食事を始めるタイミングを合わせること
 - ・口頭だけでは食材の大きさ、固さなど伝わらないこと ・保護者への伝達
 - ・保護者と面談中の保育士の配置、職員体制
 - ・自宅での食事形態の確認 ・離乳食のすすめ具合について
 - ・子どもが保護者を見ると甘えてしまい、普段の様子を伝えづらい

離乳食を食べている様子を保護者が知る機会 について（アンケート結果③－３）



○離乳食を食べている様子を保護者が知る機会の際に、工夫した点

- ・ お迎え時に実際の離乳食を確認してもらった
- ・ 離乳食の進み具合を写真でみてもらう ・ 家庭でも進めやすい方法を伝えること
- ・ 保護者に食べさせてもらいながら助言することで、保護者にとっても学びとなった
- ・ 誕生会等のイベント時の活用 ・ 保護者と協力しながら情報共有を行い進めた
- ・ 慣らし保育の活用

○効果

- ・ 施設での離乳食の提供と、家庭での食事について共通理解することができる
- ・ 保護者も施設もお互いに確認することで安心感につながる
- ・ 離乳食の進みについて、家庭でどのように与えればいいのか、相談やアドバイスできる良い機会となっている
- ・ 家庭では子どもの好みや保護者の好みに偏ってしまうが、園での様子を伝えると「家庭でも試してみます」との声も聞かれる

離乳食を食べている様子を保護者が知る機会 について（アンケート結果③－４）



○課題

- ・ 対応職員が必要となるので負担を要する
- ・ 保護者へのフォローが必要となる
- ・ 日程調整が困難な場合がある
- ・ 子どもが保護者に甘えてしまい、普段の様子を見ることができない